

特定地域づくり事業協同組合制度の趣旨（課題と目的）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

課題

第1条 この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

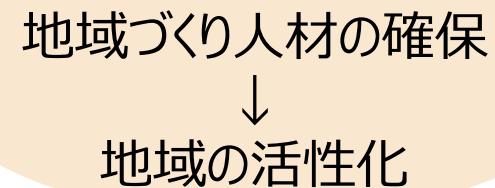
目的

安心して活躍できる環境づくりのポイント

- ①マルチワークによる1年を通じた仕事を創出
 - 安定した給与を確保
- ②無期雇用（正規雇用）
 - 将来への不安の解消
- ③社会保険の加入
 - 日常生活の不安の解消



制度目的の達成



<デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）>

地域人口の急減に直面している地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業をはじめ、地域の担い手不足に対処する必要があることから、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援する

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6 予算額：5.6億円

※内閣府予算計上

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る

事業背景

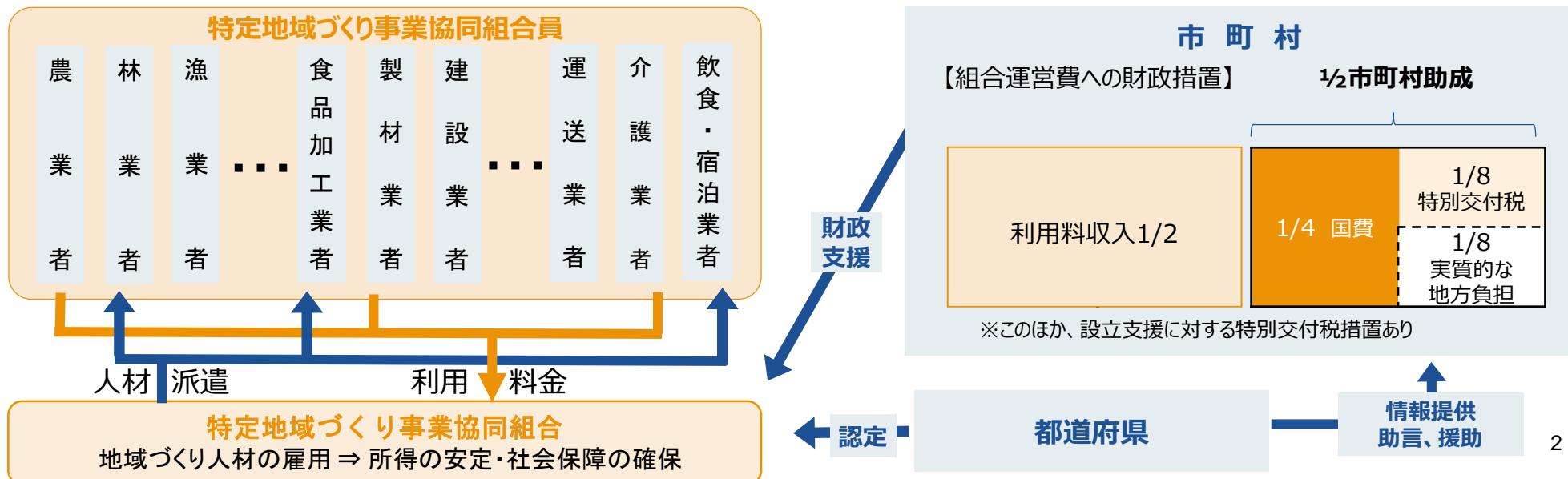
人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 法施行後5年（令和7年6月）の見直し規定あり

取組内容

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保



特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

通年



介護事業

or



こども園

AM



小売業

PM

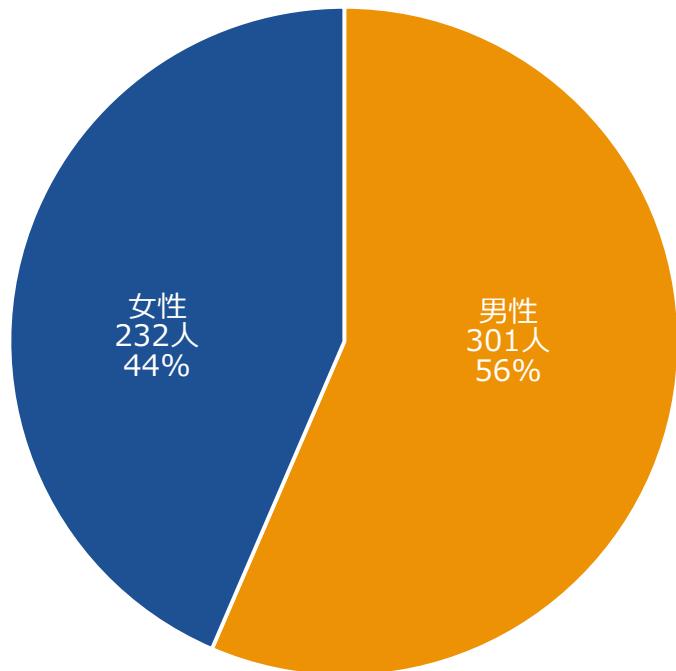
創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合の派遣職員の状況について

- 令和6年4月1日までに採用された派遣職員の総数は、**533人**。

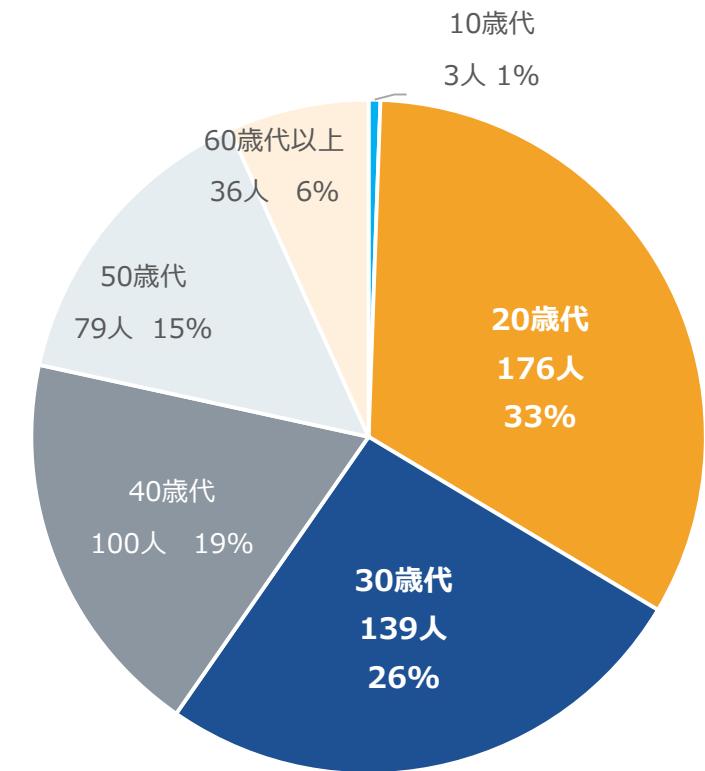
● 派遣職員の男女比

男女比は約3:2



● 派遣職員の年代比

約6割の職員が20代・30代

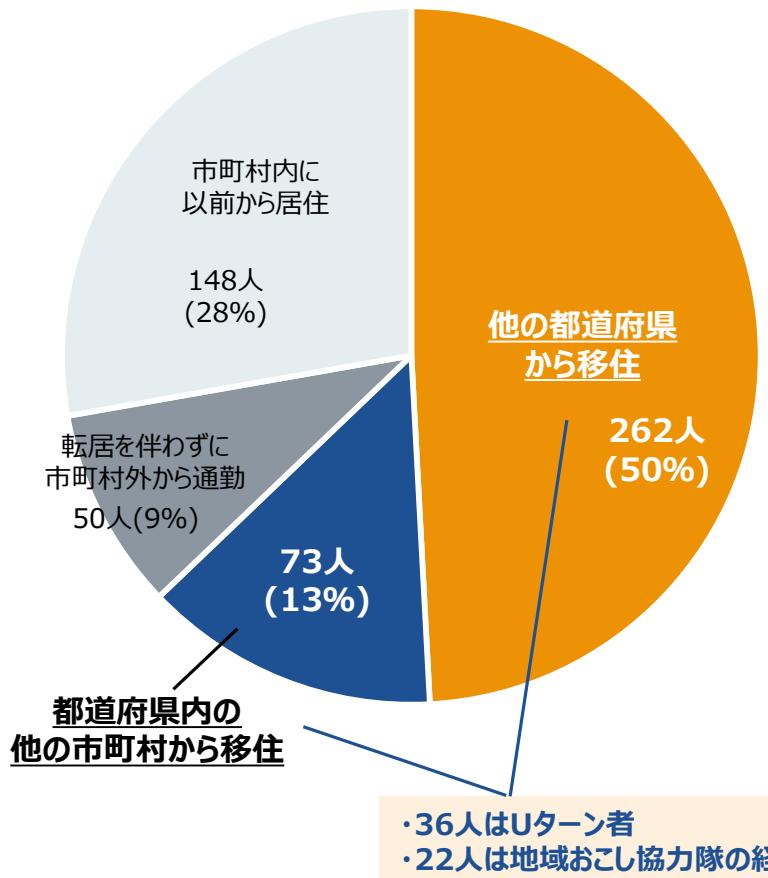


特定地域づくり事業協同組合制度が地域にもたらす効果①

地域外からの人の流れの創出

● 派遣職員の居住状況

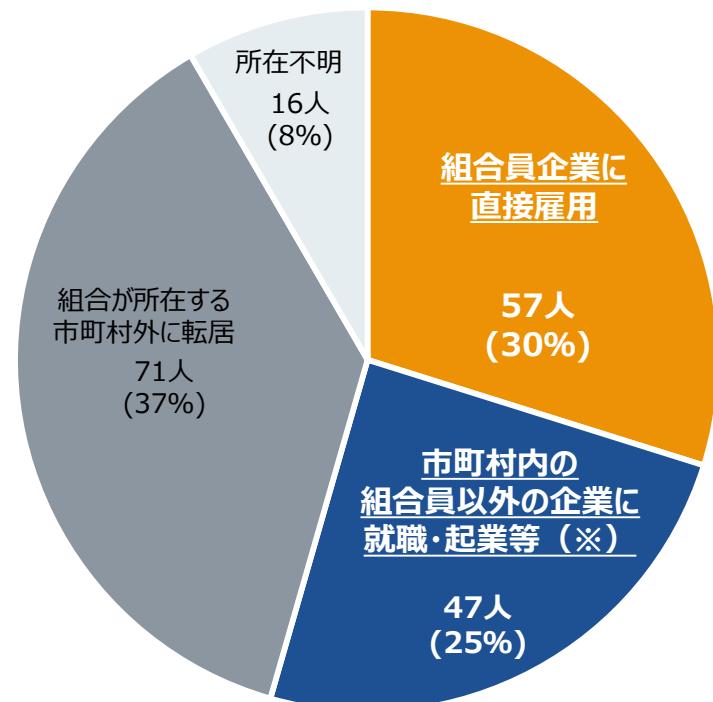
派遣職員の約6割が地域外からの移住者



● 派遣職員の退職後の動向

制度開始以降、採用された派遣職員533人のうち、令和6年4月1日までに191人が退職

このうちの約6割が組合の所在する市町村でそのまま定住



※就職はしていないが市町村内に居住している人を含む。

特定地域づくり事業協同組合制度が地域にもたらす効果②

地域内の雇用創出

- 533人の派遣職員（R6.4.1時点）の派遣先として、計843事業者の仕事を組み合わせることで雇用を創出

担い手不足の解消

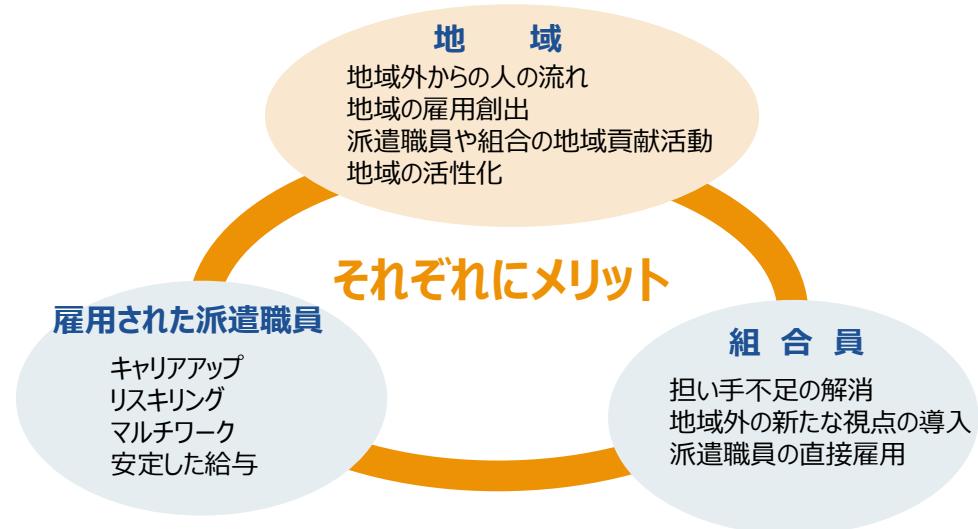
- 担い手不足の業種にも職員を派遣

地域貢献

- 地域内の草刈り、清掃活動等への参加 7組合
- 地域のお祭り、イベント等への参加 14組合
- スポーツ教室講師、音楽活動等の地域貢献の実施 等
※音楽の専門教育を受けた若者が職員として雇用され、音楽活動を行することで地域社会の文化の質の向上に貢献するような事例あり

リスキリングの推進

- 組合のキャリアアップ措置等の実例
 - ・大型特殊免許取得費用の助成（農業関係）
 - ・草刈機等の取扱研修（林業関係）



特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・令和6年度予算額 5.6億円（前年度同額）
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

< 1 組合当たりの運営費（通年ベース） >

（例）派遣職員6名の入件費及び事務局運営費 3,000万円

利用料収入 1/2【1,500万円】	市町村からの助成 1/2【1,500万円】
特定地域づくり事業 推進交付金 1/4 【750万円】	特別 交付税 1/8 【375万円】

組合

市町村

対象経費上限額
派遣職員人件費
400万円／年・人
事務局運営費
600万円／年

地方
負担額の
1/2

実質的負担は
市町村の
助成額の**1/4**

2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額300万円）
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改裝、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

STEP 1：事業協同組合の設立認可（都道府県知事）

◆認定の対象となる法人：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（法2条）

一次産業
(農林漁業)

二次産業
(製造業等)

三次産業
(サービス産業)

その他

農業者
林業者
漁業者

食品加工業者
製材業者
建設業者

介護業者
運送業者
小売業者

観光協会
商店街振興組合

地域内の事業者

事業者単体では、
年間を通じた仕事が確保できない…

でも地域の担い手が
ほしい…

中小企業者が、
相互扶助の精神
に基づき、
協同して事業を
行う法人制度

設立発起人は4人以上
組合員の出資は1口以上

事業協同組合の設立の認可
(都道府県知事)

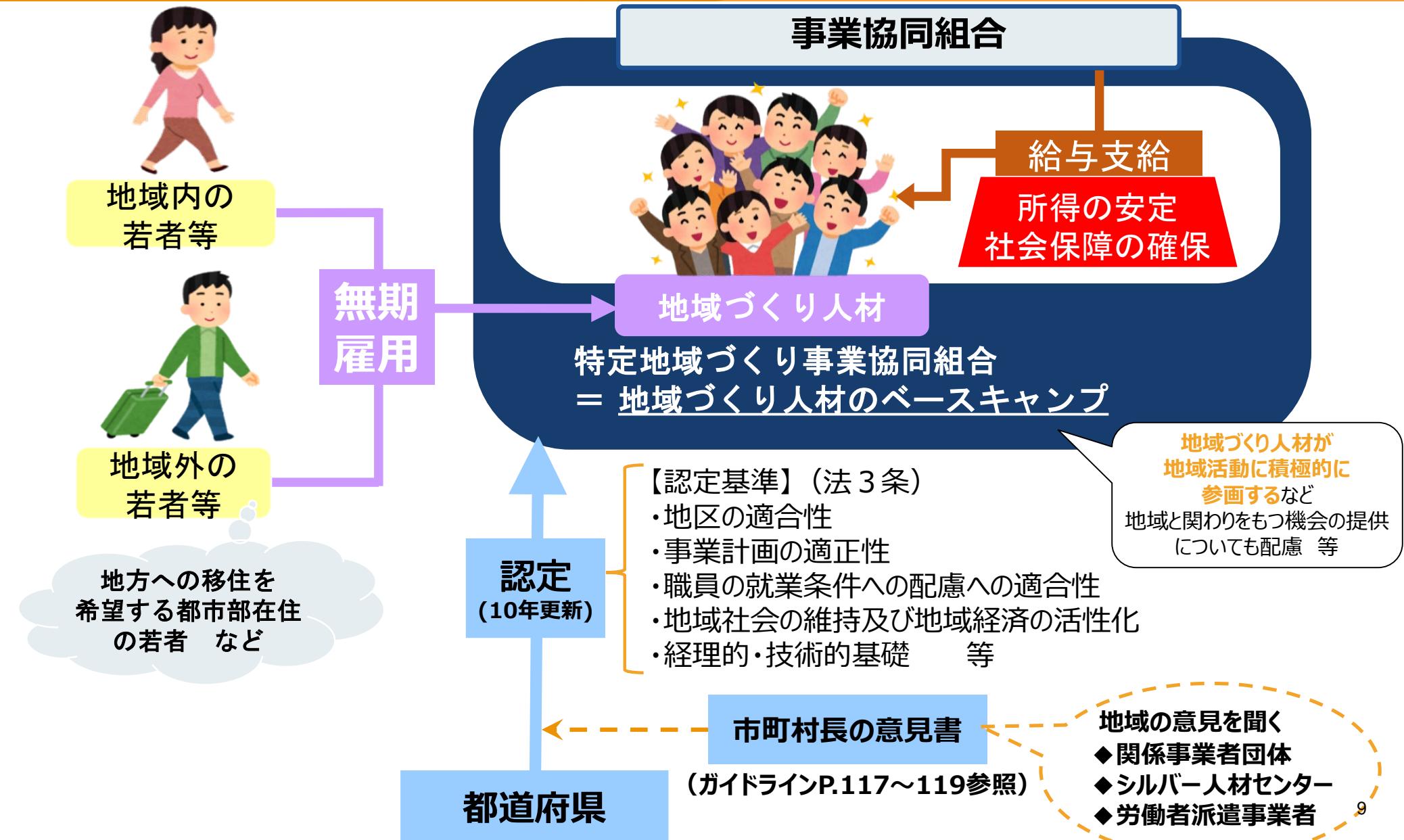
都道府県産業振興部局・
都道府県中小企業団体
中央会へ事前相談

経営の近代化、合理化、
取引条件の改善、
競争力の維持・強化

※組合員になることができない者：市町村、法人格を持たない任意組織

※員外者の利用限度：組合員の派遣利用分量の総額の100分の20の範囲内まで

STEP 2：特定地域づくり事業協同組合の認定（都道府県知事）



特定地域づくり事業協同組合の認定基準（地区の適合性）

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が次のいずれにも該当すること（法3条3項1号）

- ①一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。
- ②その人口規模、人口密度及び事業所の数並びに経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。

〈想定される地区の単位〉

- ◆市町村単位
- ◆平成の合併前の旧市町村単位
- ◆複数の市町村又は旧市町村単位

一の都道府県の区域を
越えない地区で、かつ、
自然的経済的社会的な条件
からみて一体であると
認められる地区

いずれの要件も満たす地区
※過疎地域に限らない

地域づくり人材の確保について
特に支援を行うことが必要であると認められる地区

当該地区における人口規模、人口密度、事業所の数などの指標について、例えば、都道府県内の関連する指標と比較しつつ、民間の自助努力のみでは人材の確保が困難である実情等を考慮することで、都道府県知事が地域の実情に応じて判断することが考えられる。

特定地域づくり事業協同組合の認定基準（就業条件への配慮）

一定の給与水準を確保

社会保険・労働保険に加入

教育訓練、職員相談の体制整備

地区内の他の事業者の
正規職員の給与等の水準
を踏まえ一定の水準を確保
※同一労働同一賃金に留意が必要

組合の職員は
健康保険・厚生年金保険に
加入

派遣労働者の
キャリア形成のための
段階的・体系的な教育訓練

組合で働く 職員のメリット

所得が保障される

年金が支給される

地域と関わりながら
キャリアアップできる



地域内の
若者等



地域外の
若者等

移住・定住の足がかりへ

地域づくり人材の確保

STEP 3：労働者派遣事業の届出（都道府県労働局）



(組合設立時のポイント)

- ・STEP 1～3は、重複する内容があるため、同時進行で手続きを進めること
- ・都道府県担当部署、労働局、中小企業団体中央会と適宜相談しながら準備を進めること

組合設立に向けて留意するべきポイント

POINT 1 派遣職員が雇用できないリスクがある

派遣職員が予定どおり雇用できない場合があることも認識しておく必要がある

→リスク軽減のためには、派遣職員を雇用するための工夫が不可欠

地域の魅力は何か、組合でどのように特色を出すか、設立時から検討することが必要

POINT 2 利用料金と派遣職員の給与は均衡を保った設定が不可欠

構造的赤字が生じると、組合運営が不安定になる要因に

→派遣職員や組合員への一方的な配慮ではなく、均衡のとれた計画的な設定を行うことが必要

POINT 3 市町村は一定の負担が継続することを理解する。増加する場合も！

交付金（特別交付税含む。）は、地方自治体の組合への補助に対して交付するものであることに注意

派遣職員が増えることは組合運営の安定化のためにも望ましいが、その分市町村の財政的負担は増加

POINT 4 組合員の構成は重要

多種かつ多様な事業者を組合員としてすることで繁忙期や閑散期のバランスを取ることができ、

派遣職員の派遣先が確保され、組合の安定的な運営にも資する

組合員の業種にバリエーションを増やすことで派遣職員を呼び込むことも

POINT 5 事務局体制はもっと重要

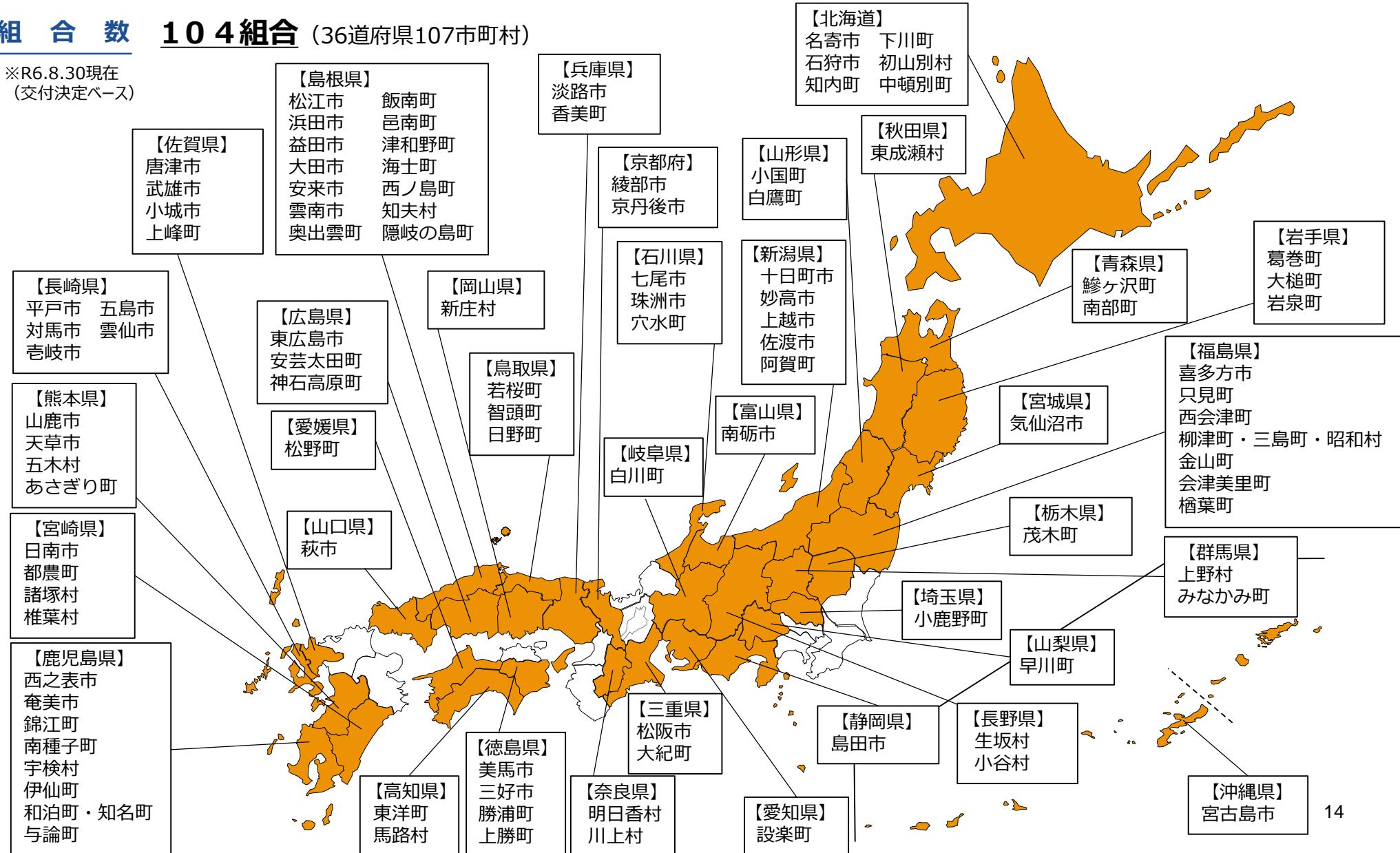
事務局長や事務局職員の人選は重要。地域活性化の観点から派遣職員を地域に溶け込ませる、

派遣法の知見がある、地域の事業者との連携がとりやすい、市町村との連携がとりやすい、等の観点から慎重な選考が求められる。

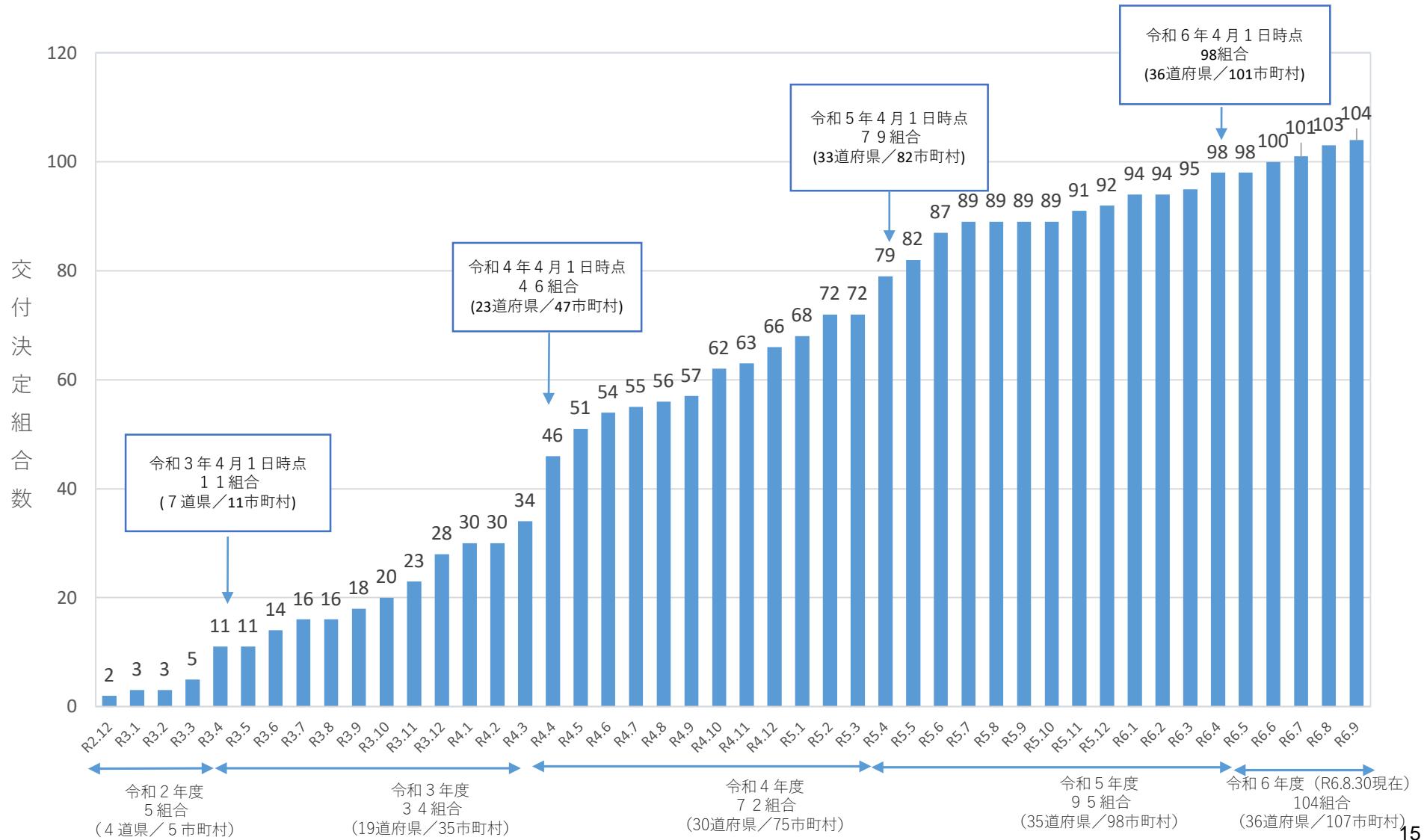
特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 104組合 (36道府県107市町村)

※R6.8.30現在
(交付決定ベース)



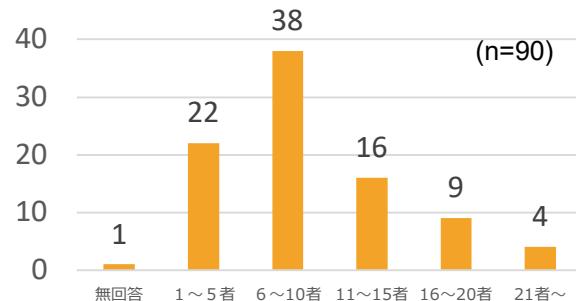
特定地域づくり事業協同組合 認定推移



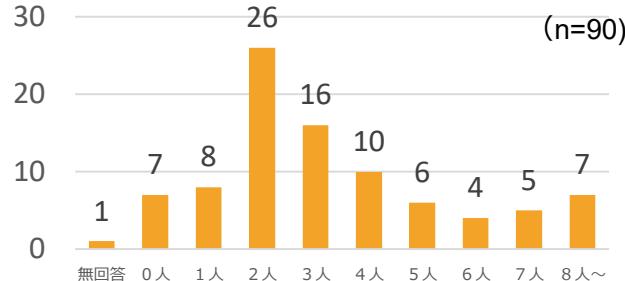
特定地域づくり事業協同組合 組合の体制について

- 組合に加入する事業者は**6～10者**、雇用している派遣職員は**2～4人**の組合の割合が多い。
- 組合設立のきっかけは、過半数が行政からのアプローチによるものとなっている。
- 派遣先の事業者数・労働時間ともに、「農業・林業」の割合が多く、全体の**約3割**を占める。

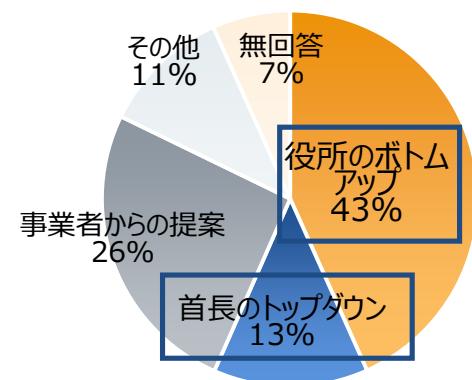
●組合に加入する事業者の数



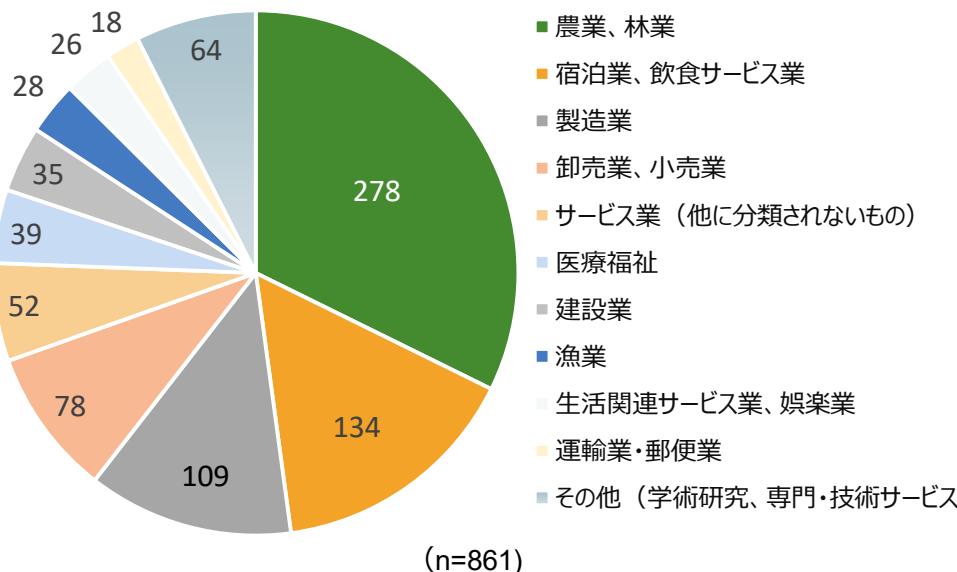
●組合の雇用派遣職員数



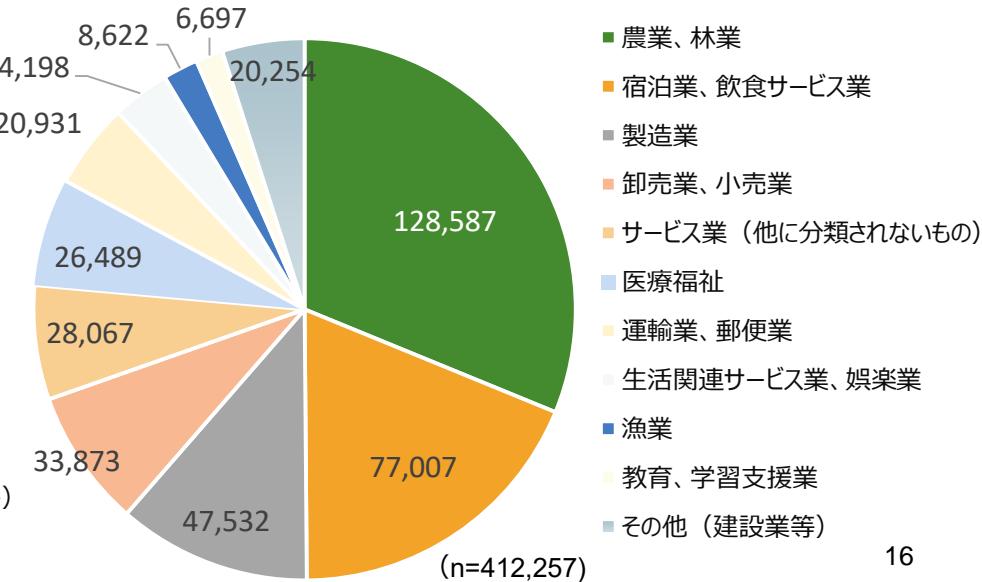
●組合設立のきっかけ



●事業者の主な業種（延べ事業者数）



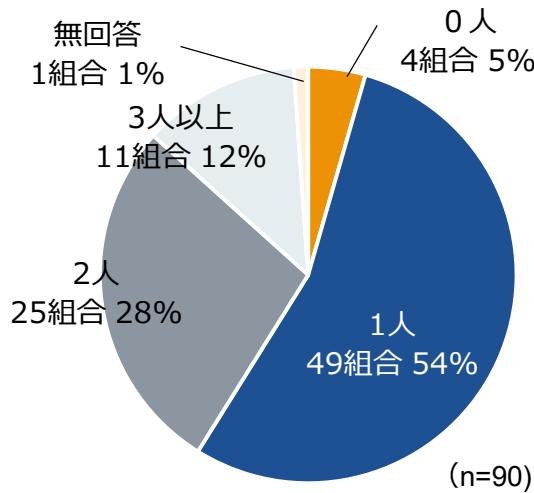
●派遣先業種別労働時間



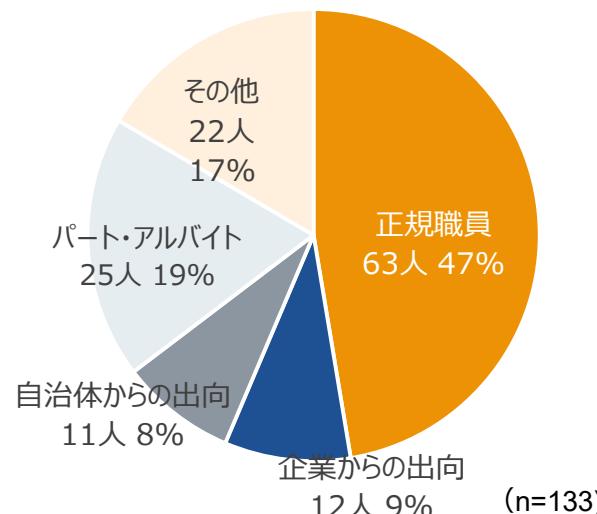
(出典 総務省等調査による)

特定地域づくり事業協同組合 事務局職員の状況について

【事務局職員の職員数と雇用形態(令和5年度)】



【事務局長の確保方法(回答のあった組合のみ)】



- 事務局職員の職員数は、1人の組合が約半数であるものの、2人以上採用している組合や、1番多い組合では5人採用している。
- 雇用形態は、正規職員が約半数となっているが、企業や自治体からの出向者が事務局を担っている組合や、パート・アルバイトを活用している組合もある。
- 事務局長の確保については、組合設立時に苦慮するといった意見もあるが、その方法は組合理事や組合員企業からの選任・兼務が最も多くなっている。
- 地域おこし協力隊OBが組合設立に携わり、そのまま事務局長に就任した組合もある。

(参考) 地域おこし協力隊の任用について

地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第5版） 抜粋

(令和6年10月 総務省地域力創造グループ地域自立応援課)

III よくある質問（FAQ）

問 15 地域おこし協力隊推進要綱第3（2）の「地域力の維持・強化に直接資する活動」「公益性を有する活動」とは言えない活動とはどのような活動でしょうか。

答 15

「地域力の維持・強化に直接資する活動」とは言えない活動としては、例えば、

- ① **秘書、人事・給与、会計、庶務等の自治体・法人等の内部管理業務が主たる活動となるもの**
- ② 研修機関における研修の受講等が主たる活動となるもの
- ③ 法令上定数が定まっている事業（保育所、介護施設、学校等）において定数の範囲内で人員を配置するもの

があります。

「公益性を有する活動」とは言えない活動としては、例えば、株式会社等の収益を伴う事業に従事する活動（ただし、地域住民と連携・協力して取り組む地域の課題解決に資する事業として、地域の理解を得た上で、地方自治体が認めた事業に従事する場合を除く。）があります。

地域協力活動については、地方自治体において、地域の理解を得た上で、隊員との間でその業務の範囲を適切に定める必要があります。

地域おこし協力隊員の任用について、特定地域づくり事業協同組合の事務局業務を主たる活動とすることは、上記の「秘書、人事・給与、会計、庶務等の自治体・法人等の内部管理業務が主たる活動となるもの」として、「**地域協力活動**」に当たらないと判断される場合があるため、注意してください。

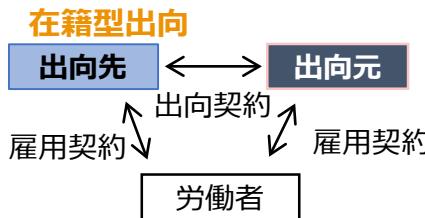
地方分権改革に関する提案募集への対応方針について

○地方分権改革に関する提案募集における地方からの提案について、5年後見直しと併せて検討予定

地方からの提案（令和5年度）	政府の対応方針（令和5年12月22日閣議決定）
<p>① 組合員以外の者による事業の利用可能な割合の拡大（員外利用の拡大）</p> <p>＜趣旨＞</p> <p>派遣先が限られているため、組合員資格のない市町村に員外派遣せざるを得ないが、員外派遣可能な割合に制限（現状：組合員の総利用分量の2割まで）があるため、緩和を求めるもの。</p>	<p>○人口急減法附則第2条に基づく<u>5年後見直し（令和7年）</u>に併せて検討し、<u>令和6年度中を目途に結論</u>。</p>
<p>② 組合が位置する市町村の区域外の事業所への派遣が可能となるよう緩和（区域外派遣の緩和）</p> <p>＜趣旨＞</p> <p>安定した通年雇用を実現するため、人口急減法により制限されている組合が位置する市町村外への派遣を求めるもの。</p>	
<p>③ 特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大（建設業の追加）</p> <p>＜趣旨＞</p> <p>農閑期である冬期の派遣先確保のため、労働者派遣法により禁止されている建設業への派遣を求めるもの。</p>	<p>○<u>職業能力開発の一環として行う「在籍型出向」</u>により、組合の職員が建設業に従事する場合における職員と建設業者との雇用契約や研修に関する要件等を都道府県労働局及び都道府県に<u>令和5年度中に通知</u>。</p> <p>→令和6年3月に厚生労働省と連名で通知発出済み</p>

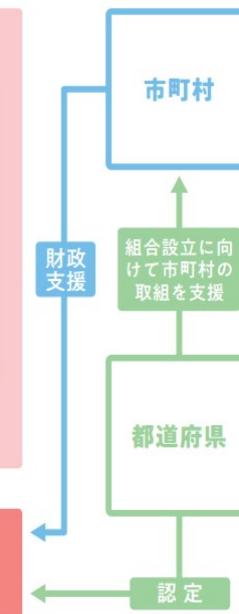
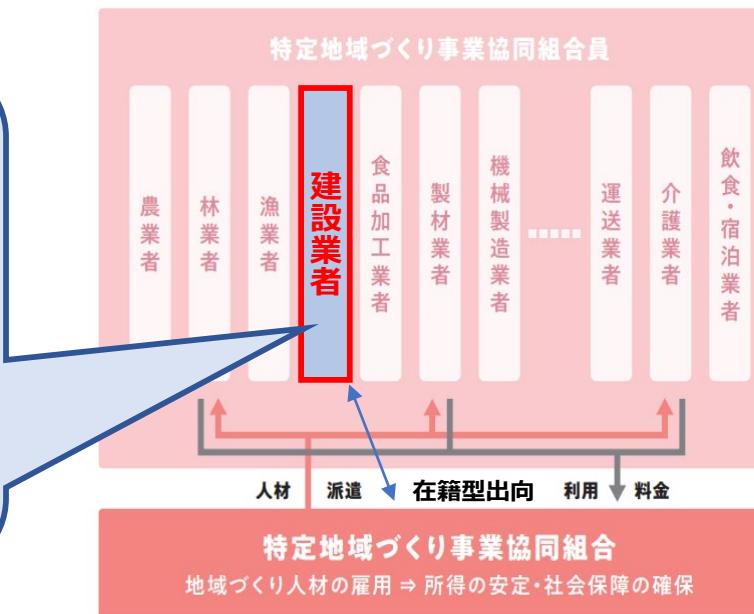
建設業務への在籍型出向の活用について（地方分権提案を受け、令和5年度に明確化）

- 特定地域づくり事業協同組合において、農閑期も含めて組合で安定した通年雇用を実現できるよう、建設業務への派遣を可能とするよう自治体から提案があった（令和5年度地方分権提案）。
- 提案の趣旨や、組合が都道府県の認定を受けている特別の事情等も鑑み、組合の職員が在籍型出向によって現行の労働者保護措置を保ちつつ、建設業務に従事する場合の要件について以下のとおり整理。



※在籍型出向は、
(1)関係会社での雇用機会の確保
(2)経営指導、技術指導の実施
(3)職業能力開発の一環
(4)企業グループ内の人事交流の一環
等の目的を有して行われる必要がある

**農閑期を含め
年間を通じた安定した雇用を実現**



組合員の事業等定款の変更、
事業計画の変更等が必要

在籍型出向によって建設業務に従事させる場合の要件

- ① 組合の雇用する労働者と出向先（建設業者）との雇用契約の締結 建設業務については、現行の法令による特別の保護措置が組合の雇用する労働者にも適用されるよう、出向先の建設業者と雇用契約を結んだ上で建設業務に従事すること。
- ② 出向者に対する研修の実施 建設業務に関する知識・技術・技能（地域での継続就労に資するような汎用性のある技術や技能）について、OFF-JT、OJT、安全教育、自社社員向けの研修に参加させる等の方法により研修を実施すること。

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
事業者の方にも是非周知をお願いします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html



総務省トップ > 政策 > 地方行政財政 > 地域力の創造・地方の再生 > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

- ▶ 地域力の創造・地方の再生
- ▶ 地域おこし協力隊
- ▶ 地域活性化起業人

から10,000プロジェクト

- ▶ ローカルスタートアップ支援制度
- ▶ 特定地域づくり事業協同組合制度
- ▶ 地域運営組織
- ▶ 移住・交流情報ガーデン
- ▶ 関係人口
- ▶ ふるさとワーキングホリデー
- ▶ お試しサテライトオフィス

- ▶ 漁村交流プロジェクト
- ▶ 地域人材ネット(地域力創造アドバイザー)
- ▶ 地域企業人材支援事業

- ▶ への人の流れの創出効果的移住進策事例集
- ▶ エネルギーインフレクト
- ▶ づくり大賞

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

<特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~制度編~【自治体職員の方向け】>



<特定地域づくり事業協同組合制度って何? ~組合編~【一般の方向け】>



【参考】特定地域づくり事業協同組合に関する財政支援

【支援一覧】

内容	国支援	県支援
構想検討支援	—	①構想検討支援 上限事業費：100万円 (県1/2,市町1/2)
設立支援	○設立支援[～300万円] 特別交付税措置1/2 市町1/2	②設立支援[301～500万円] 上限事業費：200万円 (県1/4,市町3/4)
運営支援	○運営支援 ①派遣職員人件費 上限事業費：400万円/年・人 ②事務局運営費 上限事業費：600万円/年 国交付金1/4 特別交付税措置1/8 市町1/8	—
独自事業立ち上げ支援	—	③組合独自事業立ち上げ支援 上限事業費：100万円 (県1/4,市町1/4,組合1/2)

【参考：国制度詳細】



① 構想検討支援

事業者の人材不足等の状況把握、仕事の組合せなど、組合設立の可能性検討や啓発経費を支援

【上限事業費】100万円 【県補助率】1/2(上限50万円)

【対象 経費】組合の設立検討に要する経費

(経費例) ○事業者的人材不足状況やニーズ把握調査

○季節別の仕事の組合せ、設置区域、利用料金試算、
派遣業以外事業の検討

○説明会、先進地視察 等

② 設立支援

市町が主導的に設立する組合の設立に要する経費を支援

【上限事業費】200万円* 【県補助率】1/4(上限50万円)

*特定交付税措置対象3,000千円を控除した額

【対象 経費】組合の設立に要する経費

(経費例) ○組合設立に係る定款・事業計画等策定費

○各種認可・申請手続に係る経費

○事務所開設に係る改修費、設備経費 等

(対象外) 財産的基礎の支援

③ [新規] 組合独自事業立ち上げ支援

組合自ら地域づくりに関する独自事業を展開し、魅力ある職場づくり等に資する取組みや地域活性化につながる運営モデルの創出に支援

【上限事業費】100万円 【県補助率】1/4(上限25万円)

【対象 経費】①組合の独自事業立ち上げ経費

②組合活動広報ツール等作成経費

(経費例) ①事業者ヒアリング・アンケート調査実施経費

会場使用料、備品購入費、HP改修等の広報費

ただし、初期経費に限る

②SNSページ作成、広報媒体活用経費 等

【参考】県内市町の事業活用状況

市町	香美町	淡路市	丹波篠山市
組合名	香美町地域づくり 事業協同組合	淡路市地域づくり 事業協同組合	創造的職人宿場町福住 事業協同組合
設立時期	R4.4.21	R4.4.25	R6.12.17
職員数	7名	4名	2名
組合員数	5者	5者	14者
組合員の 事業分野	農業、林業、宿泊業、鉄道 業、その他小売業、スキ ー場等	農業、食料品製造業、 飲食料品卸売業、飲食店	染色整理業、和装製品、 菓子・パン小売業、 不動産業、経営コンサル タント業、広告業、 写真業、旅館、ホテル、 飲食業等